2015年2月18日

「新規制基準 欠陥がある」

原発差し止め訴訟で原告

福井県の大飯、高浜、美浜の3原発をめぐり、隣接する滋賀県の住民らが再稼働の差し止めを関西電力に求めた訴訟の第5回口頭弁論が17日、大津地裁（山本善彦裁判長）であった。原告側は、原子力規制委員会の新規制基準について「欠陥がある」と主張した。

原告側は、新規制基準の問題点について指摘。安全な場所に立地しなければならないとする「立地審査指針」の適用が各原発で不十分なこと、自治体の避難計画が新規制基準の審査対象になっていないことなどを挙げ、「国際的にみて欠陥のある基準」と主張した。

一方、関電側は、原発の津波対策について、施設ごとに予想水位などを記した一覧表を提出。「津波によって施設が被害に遭うことはない」とした。

山本裁判長は、関電側に対し、原告が主張した新規制基準の問題点などに対する反論と、津波対策の詳細な説明を次回期日の4月28日までに提出するよう求めた。

福井3原発「避難計画項目ない」

地裁弁論 再稼働差し止め訴訟

滋賀・大阪両府県の住民が関西電力を相手取り、福井県内にある大飯、高浜、美浜の各原発の再稼働差し止めを求めた訴訟の第5回口頭弁論が17日、大津地裁（山本善彦裁判長）であった。

住民側は国の新規制基準について「耐震設計が不十分で、重大な欠陥が多岐にわたっている」「国際原子力機関（IAEA）や米国の基準で必要不可欠とされている避難計画の項目がない」などと批判。関電側は防潮堤の設置など再稼働に向けた津波対策について説明した準備書面を提出した。次回は4月28日。

一方、住民側弁護団は大津市内で記者会見し、高浜原発3、4号機の再稼働差し止めを求めた仮処分申請の第1回審尋が4月20日に決まったことを明らかにした。【田中将隆】

新基準 人格権を侵害

原発差し止め 原告側が主張

福井県にある関西電力の大飯、高浜、美浜の三原発は重大事故を引き起こす恐れがあるとして、滋賀県内の住民らが運転差し止めを求めた訴訟の口頭弁論が十七日、大津地裁であった。原告側は原子力規制委の新規制基準の不備を指摘した。

原告側は「新規制基準は原発で過酷事故が起こった場合の避難計画を審査の対象としていない」と指摘。「国際常識に反しており、人格権の侵害を許す基準だ」と主張した。被告の関電側は、原発の津波対策の安全性を書面で主張した。

運転開始から四十年を超える原発の運転延長を目指す方針を関電が明らかにしたことを受け、原告側は今後、老朽化した原発の危険性についても主張していくという。

2015.2.18

新規制基準は不十分

福井原発訴訟 住民らが弁論

福井県にある関西電力の大飯、高浜、美浜の各原発11基の再稼働差し止めを求めた訴訟の第5回口頭弁論が17日、大津地裁でありました。

原告の住民らは、原発再稼働の前提となる新規制基準は「人格権の侵害を許容する基準」だとして、避難計画が審査対象になっていないなどと問題点を指摘しました。また、新規制基準に入っているものの、耐震設計や過酷事故対策が不十分であると主張しました。

裁判所は新規制基準の問題について、被告である関西電力に反論を求めました。また、旧基準と新基準の関係について説明を求めました。

次回期日は4月28日。

「人格権の侵害 新基準は容認」

原発差し止め訴訟で原告側

滋賀、大阪両府県の住民57人が福井県の原発11基の運転差し止めを求めた訴訟の第5回口頭弁論が17日、大津地裁であった。原告側は、原子力規制委員会が稼働の可否などを判断するためにつくった「新規制基準」が「国際的な基準と乖離している」とし、問題があると指摘した。

原告側は、国際原子力機関（IAEA）などが採用している基準では、避難計画が安全審査の対象になっていると説明。日本の新規制基準では対象となっていないとして、「避難計画が置き去りのまま再稼働を目指す新基準は、人格権の侵害を容認している」と主張した。

関西電力側は山本善彦裁判長から津波対策について釈明を求められると、「書面で主張する」とし、原告側が前々回主張した原発の耐震設計の基準となる基準地震動の問題点については「反論を準備中」と答えた。